

2020年4月28日

日 本 銀 行

「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション
における貸付対象先の選定に関する細目」の一部改正について

日本銀行は、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正（2020年4月27日決定）に伴い、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（2020年3月17日決定）を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

金融市場局市場調節課（03-3277-0055）

「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」中一部改正

- 題名を「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」に改める。

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この細目は、新型コロナウイルス感染症対応にかかるとある企業金融支援特別オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「新型コロナウイルス感染症対応にかかるとある企業金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

- 2. を横線のとおり改める。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日決定）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先および株式会社日本政策投資銀行から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。